

## 実務経験証明書

（ ）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証 明 者

電話番号（ ）－

使用者である遊漁船業者の 氏名又は名称 (遊漁船業者の登録番号)	業務の形態 (船釣り、瀬渡し等)	業務を実施した 海面等	実務経験の期間
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 年 カ月 日

### 備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

# 実務研修証明書

( ) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者

電話番号 ( ) - -

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（1日につき5時間以上）
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 日

## 備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。